

# ドメイン名登録規則の 改訂について

2000年7月26日

第13回事務連絡担当者会議 資料

JPNIC 業務部 第1課

松丸 真紀子

## ドメイン名登録規則等の改訂

- 2000年7月19日公開、10月19日実施
- 主に「JPドメイン名紛争処理方針」導入に伴う改訂
- 改訂となる文書
  - ドメイン名登録等に関する規則  
<http://www.nic.ad.jp/jp/regist/dom/forthcoming/rule.html>
  - 今後、関連規則・書式などの改訂も順次していく予定



## 本日の説明事項

- 「ドメイン名登録等に関する規則」の改訂  
内容とその理由
  - ・ 改訂のポイント
  - ・ 改訂理由



## 改訂のポイント

- 「JPドメイン名紛争処理方針」実施に伴う改訂
- 処理方針の実施に伴い、JPドメイン名移転の原則自由化を行うことに伴う改訂
- ドメイン名の登録取消制度の見直しに伴う改訂

# 「JPドメイン名紛争処理方針」 実施に伴う改訂

- 「JPドメイン名紛争処理方針」  
<http://www.nic.ad.jp/jp/regist/dom/forthcoming/jp-drp-policy.html>
- 「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」  
<http://www.nic.ad.jp/jp/regist/dom/forthcoming/jp-drp-rule.html>
- 主な改訂点
  - ネームサーバ設定留保状態のドメイン名登録制度の導入
  - 紛争処理手続開始時のドメイン名の変更・移転・廃止の制限



## ネームサーバ設定留保状態の ドメイン名登録制度の導入 (1)

### ■ 処理方針に基づく紛争の解決方法

- ・ ドメイン名の移転
- ・ ドメイン名の登録取消

### ■ 移転についての検討事項

- ・ **1組織1ドメイン原則との抵触問題**
- ・ 登録資格・属性との抵触問題
- ・ 通常登録者との均衡の問題



## ネームサーバ設定留保状態の ドメイン名登録制度の導入 (2)

- ネームサーバ設定留保状態とは
  - ・ ドメイン名の登録は可能
  - ・ ネームサーバ設定ができない



## ネームサーバ設定留保状態の ドメイン名登録制度の導入 (3)

- 処理方針による移転裁定がある以下のいずれかの場合にのみ適用
  - 申立人がすでにJPドメイン名を登録している場合
  - 申立人が登録資格を有さない場合
- 支障条件を解除するまではネームサーバ設定が行えない
- ただし、登録ドメイン名の移転・廃止は可能



## 紛争処理手続開始時の ドメイン名変更・移転・廃止の制限

- 紛争処理手続による迅速な処理を目標
  - 現行の登録規則の問題
    - 紛争対象のドメイン名でも、登録者が変更や廃止を行ってしまう
    - 変更・廃止を行った場合、移転裁定が出ても申立人は**6ヶ月**しか登録・使用できなくなる
- 紛争処理手続開始時に、登録者の行う変更・移転・廃止に制限



## ドメイン名移転の原則自由化(1)

- 現行の規則では移転禁止
  - ・ 不正の目的によるドメイン名の登録・使用の防止
  - ・ JPドメイン名の有効活用・公平な利用を図るため
  
- 例外的に移転を認めているケース
  - ・ 合併
  - ・ 営業譲渡
  - ・ 親子会社間



## ドメイン名移転の原則自由化(2)

- 紛争処理手続制度の導入に伴い、ドメイン名の移転を自由化
- 自由化に伴う規定整備
  - 移転が許容されない場合の明確化
  - ネームサーバ設定留保状態の対処に関する規定の整備
  - 移転申請手数料
  - 移転申請に必要な手続・書類等に関する規定

## ドメイン名取消制度の見直し(1)

- ドメイン名登録の公平性や透明性確保を目的
- 取消に関する事情
  - 検討を行ったのは、登録資格を欠くというケースが大半
  - 登録資格については、登記簿謄本などの公的な証明で確認可能
  - 上記の場合、現行の取り消し手続では迅速性を欠き、登録者にも負担



## ドメイン名取消制度の見直し(2)

- 事務局決定による取消制度の導入
  - ・ 不承認事由が公的証明で確認できる場合
  - ・ 事務局取消決定については、異議申立手続などの適用があることを明示
- 異議申し出について、申し出期間を設定



## 関連規則・文書の整備

- 登録規則改訂に伴う関連規則・文書・書式の改訂  
→ 作業完了次第、隨時公開予定

## まとめ

- 登録規則の名称変更

「属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」

- 新しい制度によるドメイン名の創設という要請もあることを意識したもの

- 問い合わせ窓口

[query@domain.nic.ad.jp](mailto:query@domain.nic.ad.jp)